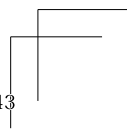
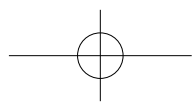
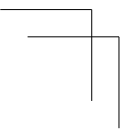
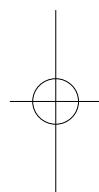
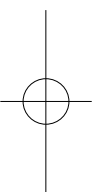
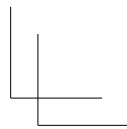
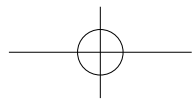
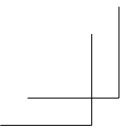


徴収職員のためのQ & A

滞納整理の基本事例解説

～わかりやすく、掘り下げて解説～

公益財団法人 東京税務協会



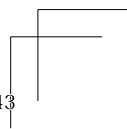
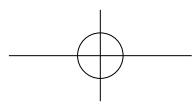
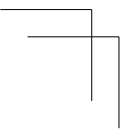
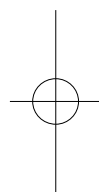
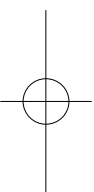
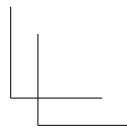
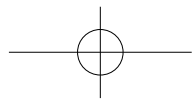
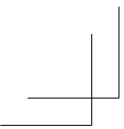
再改訂にあたって

本書は、平成 30 年 8 月に改訂版として発刊されましたが、新たに滞納整理をご担当される職員の皆様の実務知識の習得や、ベテラン職員の方々にもご活用いただけるよう、再改訂することといたしました。

再改訂にあたっては、可能な限り、平易な表現で読みやすく、かつ、体系的に理解できるように努めておりますので、地方税滞納整理事務に従事されている皆様方に広く活用していただければ幸いです。

令和 5 年 6 月

公益財団法人 東京税務協会



目 次

1	換価の猶予の適用	1
2	滞納処分の停止について	6
3	意思能力が十分でない滞納者への対応等	14
4	国民健康保険加入者の居住確認調査	23
5	納税者と利害が対立する者からの第三者納付の申出	32
6	死亡者に課税している固定資産税の滞納整理	37
7	納税義務承継手続について	40
8	承継税額と納付責任額	44
9	納付責任履行後の処理	47
10	滞納者死亡後の滞納処分の続行	49
11	相続人全員が放棄した場合の納税義務の承継	52
12	相続財産清算人の選任申立てと予納金	56
13	個人住民税特別徴収分の連帯納入義務	59
14	所在不明の滞納法人に対する固定資産税の繰上徴収	64
15	不動産差押登記の前提としての相続代位登記	69
16	相続代位登記後の相続放棄	75
17	自動車の現地差押えについて	79
18	自動車へのタイヤロック、ミラーズロック	84
19	自動車カーナビ等付属機器の取扱いについて	90
20	保管中の自動車の修繕費用と滞納処分費	93
21	債権者代位による自動車の登録変更	96
22	相続預金の差押え	102
23	相続預金の差押えと最近の判例	108
24	差押調書謄本の送達不備	113
25	第三債務者の有する反対債権と被差押債権との相殺	119
26	給料等の差押えと差押禁止額	123
27	老齢年金の差押え	127
28	農業協同組合の出資持分の差押え	131
29	振り込み詐欺により振り込まれた預金の差押え	134

30 連帯納税義務者の一人について破産手続開始決定があった 場合の対応	139
31 滞納処分による差押えに対する破産手続開始後の交付要求	145
32 破産手続開始後の自由財産に対する滞納処分	149
33 債権者不確知による弁済供託及び滞調法による供託	156
34 土地区画整理と滞納処分	165
35 各種調査と守秘義務	171
36 《東京税務セミナー》滞納整理基礎コースに寄せられた質問より	176
37 区分所有建物の公売と未納管理費等の取扱い	186
38 仮登記抵当権と配当	190
39 共同抵当権設定後建物が再築された場合と法定地上権	194
40 賃借権の設定された建物の公売	199
41 公売手続に対する審査請求とその対応	204
42 財産調査のアウトライン	209
43 「倒産」と滞納整理の視点	219
44 外国人に相続の開始があったときの滞納整理	227
45 形式的競売事件と交付要求	233
46 交付要求の終期について	237
47 不動産競売が開始されたときの事案管理	240
48 書類の海外送達	247

凡 例

※根拠法令を（ ）書きで記す場合、次の法令等については、それぞれ右掲のように略します。

地方税法…「地税法」

地方税法施行令…「地税令」

国税徴収法…「徴収法」

国税徴収法施行令…「徴収令」

国税徴収法基本通達…「徴収法基通」

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律…「滞調法」

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令…「滞調令」

1 換価の猶予の適用

Q.

滞納者Aは小規模食料品店を経営しています。市民税の納付が遅れがちでしたが、ある時期から経営不振を理由に全く納付がされず、催告書を送付しても連絡がなくなりました。現在の滞納本税額は約100万円です。

財産調査をしたところ、滞納者名義の預金を発見し差押えを執行しました。すると、数日後にAが来庁し、「この預金を差押えされると銀行取引を打ち切られ、事業の継続が困難になる。滞納額の一部を納付し、残りは分割で払うので、差押えを解除してほしい。解除してくれるなら、母親を保証人としてもよい。」との申入れがありました。

滞納者には、他に担保となるような財産がありません。滞納者の申出どおり、母親を保証人として換価の猶予を適用できるのかどうか、また、このような滞納者の申出にどのように対応すればよいのか、ご教示願います。

A.

1 滞納処分と換価の猶予

納税者が、地方団体の徴収金を納期限内に納付しない場合には、20日以内に督促状を発付し、発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合には、徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければなりません（地税法第68条第1項第1号等）。そして、差し押さえた財産は、換価して売却代金等を配当し、滞納金に充てることとなります。

一方で、地方税法は、「職権による換価の猶予」（地税法第15条の5）及び「申請による換価の猶予」（同第15条の6）の二つの換価

の猶予制度を設け、「職権による換価の猶予」において、滞納処分によって差し押さえた財産を直ちに換価することにより、滞納者の「事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき」（同第15条の5第1項1号）や、換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において新たに納付し、又は納入すべきこととなる地方団体の徴収金の「徴収上有利であるとき」（同2号）において、滞納者が納税について誠実な意思を有すると認めるときは、差押財産の換価を猶予することができるものとしております（地税法第15条の5）。

また、滞納者の「申請による換価の猶予」の場合についても、地税法第15条の5第1項1号に該当する事実があり、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、滞納処分による財産の換価を猶予することができるものとしています（同15条の6）。

2 換価の猶予の要件

- (1) 事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき
「事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき」とは、滞納者が、その事業の不要不急の財産を処分する等経営の合理化を行った後においても、なお、差押財産を換価すると滞納者の事業の継続を困難にすると認められる場合や、差押財産を換価するとその滞納者が必要な生計費を維持できなくなると認められる場合をいいます（「地方税法総則逐条解説」第15条の5解説1要旨）。
- (2) 徴収上有利であるとき
「徴収上有利であるとき」とは、次のような場合をいいます。
 - ① 滞納者のすべての財産につき滞納処分を執行したとしても、徴収しようとする徴収金に不足すると認められるような場合であって、換価処分を猶予しても、その猶予期間内に新たな滞納を生ずることなく、その猶予すべき徴収金の全額を徴収するこ

とが認められるとき。

- ② その財産について適正な価額による買受人を得る見込みがない場合又は換価までに相当の期間を要すると見込まれる場合で、換価をしないことが、猶予すべき徴収金及びその猶予すべき期間内に納付納入すべきこととなる地方団体の徴収金の徴収上有利であると認められるとき（同要旨）。

換価の猶予は、滞納に係る徴収金が今後において誠実に納付されることを前提としていますので、滞納者がその徴収金を誠実に納付しなければならないということを十分に認識しているか、さらにまた納付の意思だけではなく納付能力そのものがあるか、これまでの納付経過等を総合的に検討し、誠実な意思を有していると認められるかどうかとも合わせて、その適否を判定することが必要です。

3 猶予期間

換価の猶予をすることができる期間は、原則として、1年以内です（地税法第15条の5第1項、第15条の6第1項）。

ただし、猶予期間内に猶予金額を納付できないやむを得ない理由があると認められるときは、猶予期間を延長することができますが、この場合、当初の猶予期間とあわせて2年を超えることができません（地税法第15条第3項から第5項を準用する同法第15条の5第2項及び第15条の6第3項）。

4 担保の提供

換価の猶予には、原則として、担保を徴しなければならず、また、その担保の種類は法定されています（地税法第16条第1項各号）。

ただし、「その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がない場合として当該地方団体の条例で定める場合は、この限りではない。」（同項ただし書）とされていますので、留意が必要です。

また、保証人の保証も、「地方団体の長が确实と認める保証人」である場合については担保として徴することができます（同法同項第6号）が、この場合の地方団体の長が确实と認める保証人とは、有権解釈上、「銀行、信用金庫等の金融機関など、保証業務を果たすための資力が十分あると認められた者である。

なお、軽油引取税について徴収猶予を受けようとする者が特約業者である特別徴収義務者である場合には、その者の取引先である元売業者の保証によることが適当である。」（「地方税法総則逐条解説」第16条関係参照）とされています。

5 換価の猶予をする金額の限度額

（1）限度額の基本的な考え方

猶予することができる金額は、滞納者が一時に納付することができないと認められる金額となります。

具体的には、事実に基づき納付能力を調査し、現在直ちに納付することができるものと認められる金額（現在直ちに支払いに充て得る資金から最小限度必要と認められるつなぎ資金を控除した残額）を、納付すべき徴収金の額から控除した残額をいいます。

（2）算出方法

地方税法施行令第6条の9の3に定める額を算出します。

「法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項に規定する政令で定める額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した残額とする。

（地方税法施行令第6条の9の3第1項抜粋）

- 一 納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の額
- 二 地方団体の長が法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をしようとする日の前日において当該換価の猶予を受けようとする者が現金、預貯金その他換価の容易な財産の価額に相当する金額から次に掲げるその者の区分に応じ、それぞれ次に定める額を控除した残額

- イ 法人 その事業の継続のために当面必要な運転資金の額
- ロ 個人 その者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族（その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）の生活の維持のために通常必要とされる費用に相当する金額（その者が負担すべきものに限る。）並びにその者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額

6 本件の対応

本件は、差し押さえた預金の取立てを猶予することができるか否かということになりますが、差押えにより銀行取引が打ち切られ（銀行取引約款上における期限の利益喪失による相殺等）、事業の継続を困難にするおそれもありますから、場合によっては差押えの解除を検討することも必要と考えます。

その際、一部納付をさせた後に、残額について換価の猶予を行い預金の差押えを解除することができるかどうかなどを検討する必要がありますが、一部納付後の猶予金額が、貴市の条例に定める額を超える場合等には、その金額に見合う担保が必要となります。

担保を徴する場合に、滞納者自身には適当な担保財産がなく保証人の保証を担保とするときは、その保証人の保証能力を調査し保証人として適格であると認められる限り、その保証を換価の猶予にともなう担保として徴することが可能です。

しかし、保証人が、地税法第16条第1項第6号に定める者に該当しない場合には、法定された担保以外の担保を徴することとなり、租税法律主義に違背したものとされる場合があります。ただし、担保は、滞納者が所有する財産の中に適当と認める財産がない場合には、第三者が所有するものであっても差し支えありませんので、滞納者の母親や第三者等が地税法第16条第1項各号に定める財産を所有しており、その財産を担保提供しようとする場合には、滞納者を通じて母親や第三者等から担保提供書等必要な書類を徴して、その担保を徴取することができます。